

附 則

(施行期日)

第一条 この府令は、情報通信技術の進展等の環境変化に対応するための社債、株式等の振替に関する法律等の一部を改正する法律の施行の日（令和六年 月 日）から施行する。

(公認会計士法施行規則の一部改正に伴う経過措置)

第二条 登録有限責任監査法人（公認会計士法（昭和二十三年法律第百三号）第三十四条の二十七第一項第二号ロに規定する登録有限責任監査法人をいう。）は、この府令の施行の日（次条第一項において「施行日」という。）から起算して一月以内に、第三条の規定による改正後の公認会計士法施行規則（以下「新公認会計士法施行規則」という。）別紙様式第三号に準じて作成した新公認会計士法施行規則第六十一条第一号に掲げる事項を記載した書類を金融庁長官に提出しなければならない。

2 金融庁長官は、前項の規定による書類の提出があつたときは、当該書類に記載された新公認会計士法施行規則第六十一条第一号に掲げる事項を有限責任監査法人登録簿に登録するものとする。

第三条 登録上場会社等監査人（公認会計士法第三十四条の三十四の八第一項に規定する登録上場会社等監

査人をいい、監査法人に限る。）は、施行日から起算して一月以内に、新公認会計士法施行規則別紙様式第二十号に準じて作成した新公認会計士法施行規則第八十四条第三項第一号に掲げる事項を記載した書類を日本公認会計士協会（次項において「協会」という。）に提出しなければならない。

2 協会は、前項の規定による書類の提出があつたときは、当該書類に記載された新公認会計士法施行規則第八十四条第三項第一号に掲げる事項を上場会社等監査人名簿に登録するものとする。